

(素案)

神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

平成〇年〇月〇日
条例第〇号

我が国は、これまで、石油、石炭等のエネルギー資源を、海外からの輸入に依存してきたことから、その依存度を低減するために、原子力及び再生可能エネルギーの導入並びにエネルギー利用の効率化を促進するための取組を進めてきた。言うまでもなく、エネルギーは、経済及び国民生活を根幹から支えるものであり、その安定的な確保は、必要不可欠である。

しかしながら、東日本大震災に伴う原子力発電所事故が発生し、原子力の安全性についての国民の信頼が大きく損なわれるとともに、経済及び国民生活に深刻な影響をもたらすという切実な危機が生じたことにより、改めて、我が国は、エネルギー政策の見直しを求められている。

このため、私たちは、原子力発電に過度に依存せず、将来にわたり安全で安心して利用することができるエネルギーを安定的に確保するために、再生可能エネルギーを積極的に導入するとともに、経済活動及び生活様式を見つめ直し、エネルギーを大切に使用する社会を目指していくことにより、地域においてエネルギーの需給調整を行うエネルギー体系の構築に先進的に取り組んでいく必要がある。

こうした認識の下、神奈川県のエネ​​ルギー施策の基本となる事項を定め、県経済の発展及び県民生活の安定を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギーの導入等の促進について、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域における安全で安心して利用することができるエネルギーの需給の安定化を図り、もって県経済の発展及び県民の生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源（永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。）を利用したエネルギーをいう。
- (2) 再生可能エネルギーの導入等 次に掲げる事項をいう。
 - ア 再生可能エネルギーを導入すること。
 - イ 革新的なエネルギー高度利用技術（再生可能エネルギーの供給、エネルギー効率の飛躍的向上及びエネルギー源の多様化に資する新技術をいう。）を導入すること。
 - ウ エネルギーの使用の節約及び効率化並びに電気の需要の平準化を図ること。

(県の責務)

(素案)

第3条 県は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体、大学その他の研究機関、事業者、県民並びに事業者及び県民の組織する民間の団体と緊密な連携を図るよう努めるものとする。

3 県は、その施設の建設及び維持管理その他事業の実施に当たっては、自ら率先して再生可能エネルギーの導入等の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自主性及び創造性を発揮し、再生可能エネルギーの導入等の推進に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、その日常生活において、再生可能エネルギーの導入等の推進に積極的に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第6条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 地域においてエネルギーの需給調整を行うエネルギー体系の構築に向けて、再生可能エネルギーの導入等の促進を図ること。

(2) 地域の特性及び技術開発の動向に応じた再生可能エネルギーの導入等の促進を図ること。

(3) 事業者の業態に応じた再生可能エネルギーの導入等の促進を図ること。

(4) 県民の多様な生活様式に応じた再生可能エネルギーの導入等の促進を図ること。

(5) 再生可能エネルギーの導入等の促進に関連する産業の振興及び人材の育成に努めること。

(基本計画)

第7条 知事は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 再生可能エネルギーの導入等の促進に関する総合的かつ中長期的な目標及び基本的な施策

(2) 前号に掲げるもののほか、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、事業者、県民及びこれらの者の組織する民間の団体の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(素案)

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(関連産業の振興)

第8条 県は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関連する産業の振興のため、関連する産業の事業者が行う再生可能エネルギーの導入等の促進に資する事業活動に対して、必要な支援に努めるものとする。

(研究開発の推進等)

第9条 県は、再生可能エネルギーの導入等の促進に資する技術の向上を図るため、大学その他の研究機関と連携し、研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。

(事業者等の自発的な活動の促進)

第10条 県は、事業者、県民及びこれらの者の組織する民間の団体が行う再生可能エネルギーの導入等の促進に関する自発的な活動を促進するため、必要な支援に努めるものとする。

(学習の推進及び知識の普及啓発)

第11条 県は、事業者及び県民が再生可能エネルギーの導入等の必要性についての理解を深めるため、エネルギーに関する学習の推進及び知識の普及啓発に努めるものとする。

(顕彰)

第12条 県は、再生可能エネルギーの導入等の促進に特に功績があったと認められるものの顕彰に努めるものとする。

(実施状況の公表)

第13条 知事は、毎年度、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項の基本計画が策定されるまでの間は、この条例の施行の際現に策定されている再生可能エネルギーの導入等の促進に関する県の基本的な構想であるかながわスマートエネルギー構想を同項の基本計画とみなす。

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、知事は、エネルギーをめぐる情勢に変化が生じた場合には、その変化の状況等を踏まえ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。